

第2号様式

サイバー捜査官研修プログラム要綱の制定について（概要）

（令和3年12月1日 鹿サ対第35号ほか）

本通達は、「サイバー捜査官研修プログラム要綱」を制定し、サイバー捜査官を部門横断的かつ組織的に育成するための研修プログラムの実施に関する必要事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 本要綱の目的
- 研修の体制、指定、要領

等である。